

2016年市議会11月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第27号](#) 安定した社会保障基盤と活力ある地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書
- [意見書（案）第31号](#) 原発事故避難者への無償住宅支援の継続を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 長時間労働の法的規制を行い、人間らしく働ける雇用ルールの確立を求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) 自衛隊の南スーダン撤退を求める意見書
- [意見書（案）第34号](#) 医療・介護の負担増ではなく、社会保障の再生・充実を求める意見書

安定した社会保障基盤と活力ある地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

【公明提案】

我が国は、急激な高齢化と人口減少という大きな課題に直面している。

75歳以上の高齢者数は、2012年の1,500万人から2015年には約1,700万人に増加し、2025年には約2,200万人に急増すると推計される。その一方で、人口は、2015年に約27万人という過去最大の減少幅を記録するなど、高齢化と人口減少は加速し続け、社会保障制度のさらなる安定化は喫緊の課題と言わざるを得ない。

政府は、このような状況の中、世界に誇る社会保障基盤の充実と安定化とそのため安定財源確保及び財政健全化の同時達成を目指して社会保障と税の一体改革を進めてきた。

しかしながら、今後の社会保障の財源確保を目的に実施される予定であった消費税率の10%への引き上げは、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために平成31年10月まで再延期されることが決定されたが、これによって地方の社会保障が低下するようなことがあってはならない。

この重大かつ喫緊の課題を克服するためには、地方において人口や経済の好循環を生み出すことが不可欠である。

地域資源や地域の特色に着目した農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発、産・学・金・官の連携による地域産業の創造、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進することは、地方のみならず我が国経済の好循環を生み出し、将来にわたって安定した税収の確保につながり、社会保障基盤の安定化に資するものとする。

よって、国及び政府においては、安定した社会保障基盤と活力ある地域経済を構築するため、以下の事項について取り組むよう強く求める。

記

1. 地域経済の好循環が財源を生み出すまでの間、消費税率の引き上げ延期によって地方における社会保障の充実施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
2. 人材確保が喫緊の課題となっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
3. 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域がそれぞれの実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することができるよう、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
4. 地方自治体を実施する社会保障の充実施策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社

会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に交付すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書（案）

【公明提案】

近年、東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震をはじめとする大地震、複数の台風の上陸など、これまでの想定を超える大規模な自然災害が発生し、全国各地に甚大な被害を及ぼしている。

これら被害からの迅速な復旧・復興への支援はもちろんのこと、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、国及び政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 被災者支援システムの全自治体への完備及び学校区単位での自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等、地域防災力の向上を図ること。
2. 大規模水害から住民の命と暮らしを守るため、自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
3. 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。
4. 子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活で不便を強いられたりすることがないように避難所の環境整備を図ること。
5. 災害時の混乱に乗じて子どもや女性を対象とした犯罪が発生しないよう、避難所をはじめとする防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求める意見書（案）

【公明提案】

国は、「米政策改革」において、平成 30 年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいる。

全国においては、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成 27 年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきている。

一方で、生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても過剰な生産を行った県があれば全体としては生産過剰となり、米価下落の影響が出るなどの不安もある。

よって、国及び政府においては、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策を確立するため下記の事項を実施するよう強く求める。

記

1. 生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。
2. 収入減少影響緩和交付金の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手の経営安定対策を構築すること。
3. 日本型直接支払など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書（案）

【公明提案】

低周波音による苦情相談が年々増加していることから、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯器と健康被害との関連性について調査が実施された。その結果が報告書としてまとめられ、低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラ、集中力低下などのさまざまな症状が発症している事実が明らかとなった。

その後、消費者庁では低周波リスク低減のための対策を講じるよう関係省庁に協力を求め、これを受けて経済産業省では「ヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブック」を作成し、日本冷凍空調工業会の協力のもと会員各社等への周知を図った。

しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に届いていない現状から、消費者は低周波音のリスクにさらされている状況にある。また行政の相談窓口においては、その認識不足から低周波音による健康被害相談の申し出を断るケースも見受けられる。

現在、ヒートポンプ給湯器は夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要である。

さらに、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応と人体への影響についても解明が求められている。

よって、国及び政府においては、下記の事項について適切に取り組みを進められるよう強く要望する。

記

1. 国は低周波音による健康被害の未然防止策として関係業界団体等との連携を密にし、住宅業者や設置事業者への「ヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブック」のさらなる周知徹底を図ること。
2. 消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置するとともに、国・都道府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整備すること。
3. 低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、一層の原因解明に向けた研究を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

原発事故避難者への無償住宅支援の継続を求める意見書（案）

【共産党提案】

福島第一原子力発電所の事故から5年が過ぎたが、いまだに約10万人もの人々が県内外での避難生活を余儀なくされている。

そのような中、政府の原子力災害対策本部は2015年6月12日に発表した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の中で復興の加速化の名のもとに、避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を2017年3月までに解除する方針を示した。

さらに、国と福島県は、福島県が実施した「住まいに関する意向調査」では、無償住宅支援が打ち切られた後の住宅が決まっていないとする回答が70%以上を占めているにもかかわらず、避難区域外からの自主避難者について、この期日にあわせて災害救助法に基づく避難者への住居の無償提供を打ち切ることに合意している。

しかし、そもそも2012年に国会において全会一致で成立した原発事故・子ども被災者支援法は被災者が被災地に残るか、避難するか、被災地に帰還するかのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならぬと定めており、今回の住宅支援の打ち切りはこの法の趣旨に反していると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、原発事故避難者の住まい再建に向けて、被災者に寄り添った以下の項目を早急を実現するよう強く求めるものである。

記

1. 2017年3月末までとしている原発事故による自主避難者の公営住宅や民間賃貸住宅などへの無償住宅支援の延長を行うこと、及び現在の入居者に対して2016年度末で退去を迫らないこと。
2. 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、そのための国の責任を定めた原発事故・子ども被災者支援法を遵守し、同法に基づく抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

長時間労働の法的規制を行い、人間らしく働ける雇用ルールの確立を求める意見書（案）

【共産党提案】

大手広告代理店電通の女性社員が自殺し、長時間労働が原因と労災認定された問題で長時間労働について企業の責任が厳しく問われている。

労働基準法では、労働時間は1日8時間、週40時間までと決まっておりますが、それを超えて働かせる時には労働組合との協定などが必要となっているが、強制力はなく形骸化している状態である。当該女性社員の場合も協定では残業時間は月70時間までとされていたが、全く守られていなかった。いわゆる36協定の特別条項を結べば、過労死ラインといわれる月80時間を超える残業でも合法となり、際限なく長時間労働が行われるなど労働基準監督署も指導できなくなるといった現状がある。また、1998年12月の労働大臣告示で残業時間の限度は月45時間までとしたが、法的強制力を持たない状況である。

そして企業の勤務簿には月間残業時間を70時間未満と記録するというように、過少申告が蔓延し労働時間管理が空洞化する状況も深刻である。

日本では過労死や過労自殺とみられる労働者の死亡事例が後を絶たず、政府が今年初めて発表した過労死等防止対策白書でも、仕事が一因となった自殺は年間2,000人を超すと指摘している。背景にあるのは異常な長時間労働で、労災認定の目安で過労死ラインを超えて社員（正社員）が残業させられている企業が2割を超えている。

ブラック企業被害対策弁護団が実施した電話無料相談「命を守る。真夜中の労働ホットライン」では、1日で73件の相談が寄せられ、その内、長時間労働が34件あり過労死ラインの月80時間以上の残業が疑われる相談が29件、月120時間を超える相談が12件あったとされている。

労働時間に関する規制は緩やかなうえに、それさえ守られていないとなれば、異常な長時間労働や過労死は今後もなくなることはない。また、残業時間に関する協定を結んだとしても、繁忙期であるなどとの理由で特例としての延長が常態化している。

長時間労働については、電通など一部の企業に限らず、日本社会全体として取り組むべき問題であり、労働者の命と健康を守るため一刻も早く対策を講ずるべきである。

よって、国及び政府においては、以下の事項について早期の実現に向けて取り組むよう強く要望する。

記

1. 残業は年360時間以内という大臣告示を直ちに法制化するとともに、将来的には月20時間、年120時間以内と法的上限を設け大幅に短縮すること。
2. 1日の勤務が終わって退社してから翌出勤時間までに、一定の連続した休息時間を与えるインターバル規制を導入すること。
3. 事前に決めた時間分しか賃金を支払わない裁量労働制の要件を厳格化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自衛隊の南スーダン撤退を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は2016年11月15日、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派兵している自衛隊への「駆け付け警護」などの新任務付与を閣議決定した。これに基づき18日には、稲田防衛大臣は南スーダンPKOに派兵する自衛隊部隊に対し、戦争法（安保法制）で可能になった「駆け付け警護」と「宿营地共同防護」の新任務に関する命令を出した。これで20日から派兵を順次始める陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊中心の第11次隊が、12月12日から新任務を実行できるようになる。

内戦下にある南スーダンでは、2016年7月に首都ジュバにおける大規模戦闘で数百人が死亡した後も戦闘は続いている。安倍政権は「戦闘ではなく衝突だ」などと詭弁を弄して自衛隊派兵を正当化しているが、国際社会でおよそ通用するものではない。

南スーダンでは、内戦状態の悪化、UNMISS（国連南スーダン派遣団）部隊への事実上の先制攻撃の権限付与によって、停戦合意や中立性など自衛隊の「PKO参加5原則」は既に崩壊している。国連特別調査報告書（2016年11月1日発表）でも、大統領派と前副大統領派が2015年8月に結んだ和平合意は崩壊したと断定し、国連施設などへの攻撃に政府軍が関与したことも明確にしている。

政府は、UNMISSの他国部隊を「駆け付け警護」することは想定されないとし、安全性を強調しているが、改定PKO法にも、新任務について閣議決定した実施計画にも、警護対象の限定はない。稲田防衛大臣は、他国部隊の「駆け付け警護」について「排除することはない」（2016年11月1日の記者会見）とも述べている。日本の自衛隊に新任務を付与し、「任務遂行」のための武器使用を認めれば、自衛隊が南スーダン政府軍と戦闘を行うという危険極まる道に足を踏み出すことになる。まさに憲法第9条が禁止する海外での武力行使そのものである。

また、攻撃された宿营地を守るため他国部隊とともに自衛隊部隊が応戦する「宿营地共同防護」も重大な問題である。政府は、自衛隊員の自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用だとし、武力の行使ではないと弁明するが、実態とかけ離れており、国際法上、武器の使用と武力の行使を区別して議論した例もない。

そもそも現在のPKOは、武力を行使しての住民保護が主要任務であり、インフラ整備や環境整備を目的とした従来のUNMISSはその典型である。憲法第9条に基づくならば、自衛隊が武力行使を前提にした活動に参加できるはずがない。

よって、国及び政府においては、憲法の精神に立った紛争解決のための外交努力、非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化を行うべきであり、直ちに南スーダンからの自衛隊の撤退を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

医療・介護の負担増ではなく、社会保障の再生・充実を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は社会保障費の削減を進めるため、医療・介護の分野であらゆる世代に負担増と給付減を押し付ける改悪を進めようとしている。高齢化に伴う社会保障費の伸びを 2016 年度から 2018 年度に約 1.5 兆円程度（年約 5,000 億円）に抑えることを目指し、2017 年度は 6,400 億円と見積もられているため、あと 1,400 億円を削減する必要があるとしている。

医療分野では毎月の医療費の自己負担分に上限を設けている高額療養費制度について、現役世代並みの所得のある 70 歳以上は現役世代と同水準に引き上げる計画であり、低所得者は 4.4 倍、一般所得者は 4.8 倍、現役並み所得者は 2 から 5.7 倍に跳ね上がる。これにあわせて医療保険と介護保険を合計して負担を軽減する高額介護合算療養費制度の負担上限額も引き上げようとしている。また 75 歳以上の後期高齢者医療制度で一定の所得がある人について、現状の保険料軽減措置や低所得者向けの軽減措置の廃止も検討している。さらに高齢者が長期入院する療養病床のうち、約 14 万床を廃止して新しい介護施設などに転換させることも計画しており、ベッド数の削減が目標だと社会保障審議会でも批判が相次いでいる。

介護分野では 2017 年度から段階的に収入の高い会社員らに、より多くの保険料を求める総報酬割を導入し、大企業の会社員らが負担する保険料を引き上げる。また、2018 年 8 月をめどに、現役並み所得の高齢者などを対象に介護保険の自己負担割合を現在の 2 割から 3 割に引き上げる方針である。さらに要介護度にかかわらず訪問介護の生活援助の人員基準を引き下げることや、要介護 1・2 の軽度者の利用料負担を引き上げる方針を打ち出しており、ヘルパーからも負担が増え、サービスが抑制されれば介護離職、孤独死、介護殺人といった深刻な問題が増えるのではないかと心配の声が上がっている。

これらの負担増などにより、必要な医療や介護から国民が締め出されれば、重症・重度化が進み、かえって将来の社会保障費を膨張させかねない。高齢者をはじめ国民の暮らしの実態を無視した削減ありきのやり方の矛盾は明らかである。

よって、国及び政府においては、国民に負担を押しつけるのではなく、従来の税・保険料の使い方、集め方を改めることで、必要な予算を確保し、社会保障を再生・拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。